



第5回 小郡市庁舎建設審議会 資料

別紙 審議会答申案の修正箇所

R8.7.22

小郡市 経営政策部 経営戦略課 新庁舎整備推進室

No.	該当箇所	修正前(第4回審議会時)	修正後(第5回審議会時)	反映した意見の概要等
1	冒頭	—	タイトル「新庁舎の基本方針についての答申」等を追加	—
2	前書き	「小郡市庁舎建設審議会は、令和7年11月の第1回審議会から審議を重ね、新庁舎に求められる役割・機能、規模、位置について市民目線から幅広く意見交換を行っている。本答申案は、審議の進捗に合わせて順次加筆・修正を行いながら取りまとめるものであり、現時点では第1回から第4回までの審議を踏まえた役割・機能及び規模に関する内容を記載している。位置に関する内容については、今後の審議を経て追記していく予定である。」 「新庁舎は建設後数十年にわたり使用される施設であり、今後の社会情勢の変化を見据えた柔軟な対応が求められることも念頭に、以下のとおり答申する。」 —	「小郡市庁舎建設審議会(以下「審議会」という。)は、令和7年11月26日付け7小財第485号をもって、小郡市長から「新庁舎の基本方針に関すること」について諮問を受けた。これを受け、同年11月の第1回審議会から審議を重ね、新庁舎に求められる役割・機能、規模及び位置について、市民目線から幅広く意見交換を行った。」 「新庁舎は建設後数十年にわたり使用される施設であり、今後の社会情勢の変化を見据えた柔軟な対応が求められる。これらを踏まえ、以下のとおり答申する。」 「新庁舎の基本方針を構成する役割・機能、規模及び位置について、それぞれ以下のとおり整理する。」を追加	諮問を受けての答申であることが分かりやすいように修正
3	第1(1)窓口機能・デジタル化 2つ目	「相談対応の質の向上という観点からの窓口機能の確保が求められる。——」で終了	続きに「また、窓口において提供するサービスについては、単なる手続対応にとどまらず、手続の内容に応じた丁寧な対応が図られるよう、必要な機能のあり方について検討することが求められる。」を追加	窓口機能の中で丁寧な相談体制を設けることを含めて検討すべきとの意見

No.	該当箇所	修正前(第4回審議会時)	修正後(第5回審議会時)	反映した意見の概要等
4	第1(2)防災拠点機能 3つ目	「 停電時 においても__行政機能が継続できるよう、__非常用電源の確保は、防災機能上の基本的要件として位置づけられるべきである。」	「 災害時 においても 災害対策本部としての 行政機能が継続できるよう、 国の基準・指針に基づ く非常用電源の確保は、防災機能上の基本的要件として位置づけられるべきである。」	非常用電源は数値明記ではなく国の基準・指針を遵守する旨の表現とし、対象範囲を災害対策本部機能の維持に絞る旨の整理
5	第1(2)防災拠点機能 4つ目	—	「庁舎内における備蓄については、災害対応を行う職員が活動を継続するために必要な水・食料等の確保を基本として検討することが求められる。」を 新規追加	備蓄倉庫は職員用・運営継続用として庁内に確保する旨の整理
6	第1(3)市民活動・交流機能 2つ目	「来庁者が気軽に立ち寄れる小規模なロビースペース又は市の情報発信の場については、新庁舎においても位置づけることが考えられる。__」	続きに「特定の用件がない市民も気軽に来庁できる環境を整えることで、行政サービスや市政に関する情報と日常的に接する機会を生み出すことができ、市民と行政との距離を縮める観点からも有効である。」を 追加	特定の用件がなくても来庁できる環境整備により行政サービスへの偶発的な接触機会を創出すべきとの意見
7	第1(4)職場環境 【新規追加】	—	「庁舎で執務する職員及び議会開会時等の職員が快適に執務等を行うために必要な機能を有することが求められる。その際、部署や業務内容に応じた細やかな検討が必要であり、職員が適切な環境の下で休息をとれるスペースの確保など、行政サービスの質の向上にもつながる職場環境の整備についても併せて検討することが求められる。」を 新規追加	職員の働きやすい環境・福利厚生機能に関する記述の追加

No.	該当箇所	修正前(第4回審議会時)	修正後(第5回審議会時)	反映した意見の概要等
8	第1(5)将来変化への対応 1つ目	「新庁舎は建設後数十年にわたって使用されるものであることから、 行政組織の改編や業務内容の変化に対応しやすい構造・設計のあり方が検討されることが望ましい。 将来を見据えた一定の余裕の確保が求められる。」	「新庁舎は建設後数十年にわたって使用されるものであることから、 行政サービスの多様化や社会情勢の変化に柔軟に対応できる庁舎であることが求められる。 」	役割・機能に関する表現に修正し、規模に関する要素は、第2(規模)の「(2)可変性・余白の確保」内に反映
9	第1(5)将来変化への対応 2つ目	「将来の人口動態については、本市は他の自治体と比較しても大幅な減少は見込まれていない。一方で、行政サービスの多様化・複合化は今後も進むと想定されることから、デジタル化が進んでもなお職員数や来庁者数が現状から大きく減少しない可能性があることを考慮した上で、規模の検討が行われることが求められる。」	第1(役割・機能)の部分では削除	第2(規模)の「(1)床面積の考え方」1つ目に内容を反映
10	第1(6)シンボル性・景観 2つ目	「本市の平坦な田園地帯が広がるという景観特性にも配慮しながら検討することが望まれる。」	続きに「また、本市の地域性をデザインの検討視点の一つとして取り入れることも考えられる。」を 追加	地域固有の要素をデザインの検討視点として加えること
11	第2(規模)	—	「第2(規模)」全体を新規追加	第3回・第4回審議会での規模に関する意見を踏まえた整理

以下、事務局による文言の修正

12	全体	「～が 望まれる。 」	「～が 求められる。 」	
13	第1(2)防災拠点機能 3つ目	「 停電時 においても災害対策本部としての行政機能が継続できるよう、～」	「 災害時 においても災害対策本部としての行政機能が継続できるよう、～」	